

5 申請手数料 (太田市手数料条例)

開発許可申請等手数料

区分	開発区域の面積	自己居住用	自己業務用	その他	法第35条の2 (変更許可)
法第29条 第1項 又は 第2項 (開発許可)	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000	①設計変更(開発区域減を含む) 左の金額の1/10 ②敷地増 敷地増加分に対応した左の金額と同じ ③その他の変更 10,000円 ④変更が①～③に重複する場合 その合計金額 (ただし上限額 870,000円)
	0.1以上 0.3ha未満	22,000	30,000	130,000	
	0.3以上 0.6ha未満	43,000	65,000	190,000	
	0.6以上 1.0ha未満	86,000	120,000	260,000	
	1.0以上 3.0ha未満	130,000	200,000	390,000	
	3.0以上 6.0ha未満	170,000	270,000	510,000	
	6.0以上 10.0ha未満	220,000	340,000	660,000	
	10.0以上	300,000	480,000	870,000	
法第41条第2項ただし書 (建築面積の割合等の特例許可)				46,000	
法第42条第1項ただし書 (開発許可を受けた土地における建築許可)				26,000	
法第43条第1項 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可)		敷地面積			
		0.1ha未満		6,900	
		0.1以上0.3ha未満		18,000	
		0.3以上0.6ha未満		39,000	
		0.6以上1.0ha未満		69,000	
1.0ha以上		97,000			
法第45条 (地位の承継承認)	開発区域面積	自己居住用	自己業務用	その他	
	1.0ha未満	1,700	1,700	17,000	
	1.0ha以上	1,700	2,700	17,000	
法第47条第5項 (開発登録簿の写し交付)				470	

※根拠：太田市手数料条例第2条

(単位：円)